

# 平成 30 年度騒音規制法等施行状況調査 の結果について

出典：環境省報道発表資料「平成 30 年度騒音規制法等施行状況調査の結果について（別紙）」（令和 2 年 2 月 6 日）

## I. 騒音に係る環境基準の達成状況

### (1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成30年度末において、全国の市区町村数の71.2%に当たる1,239市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成30年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
環境基準類型当てはめ市区町村数	763	23	416	37	1,239
割合(%)	96.3%	100%	56.0%	20.2%	71.2%

### (2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

#### ① 環境騒音の測定実施状況

平成30年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は320市区町村(前年度327市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,239市区町村の25.8%であった。

測定地点の総数は2,591地点(同2,755地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,041地点(同2,177地点)で、全体の78.8%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

#### ② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

##### ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成30年度は、全測定地点2,212地点(前年度2,343地点)のうち89.9%(同90.3%)の地点で環境基準に適合していた。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では1,655地点(同1,715地点)のうち89.6%(同90.2%)、C類型地域(住居・商工業混在地域)では554地点(同625地点)のうち91.0%(同90.7%)の地点で適合していた。

##### イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成30年度は、全測定地点379地点(前年度412地点)のうち86.3%(同85.9%)の地点で適合していた。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では260地点(同275地点)のうち84.6%(同84.4%)、C類型地域では118地点(同136地点)のうち89.8%(同89.0%)の地点で適合していた。

注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数		ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
			定点測定地点数	AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
320	測定地点数	2,591	2,041	3	1,655	554	2,212	1	260	118	379
	適合地点数	2,316	1,825	2	1,483	504	1,989	1	220	106	327
	適合率(%)	89.4%	89.4%	66.7%	89.6%	91.0%	89.9%	100.0%	84.6%	89.8%	86.3%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成30年度までの環境基準の適合状況については図1のとおりとなった。

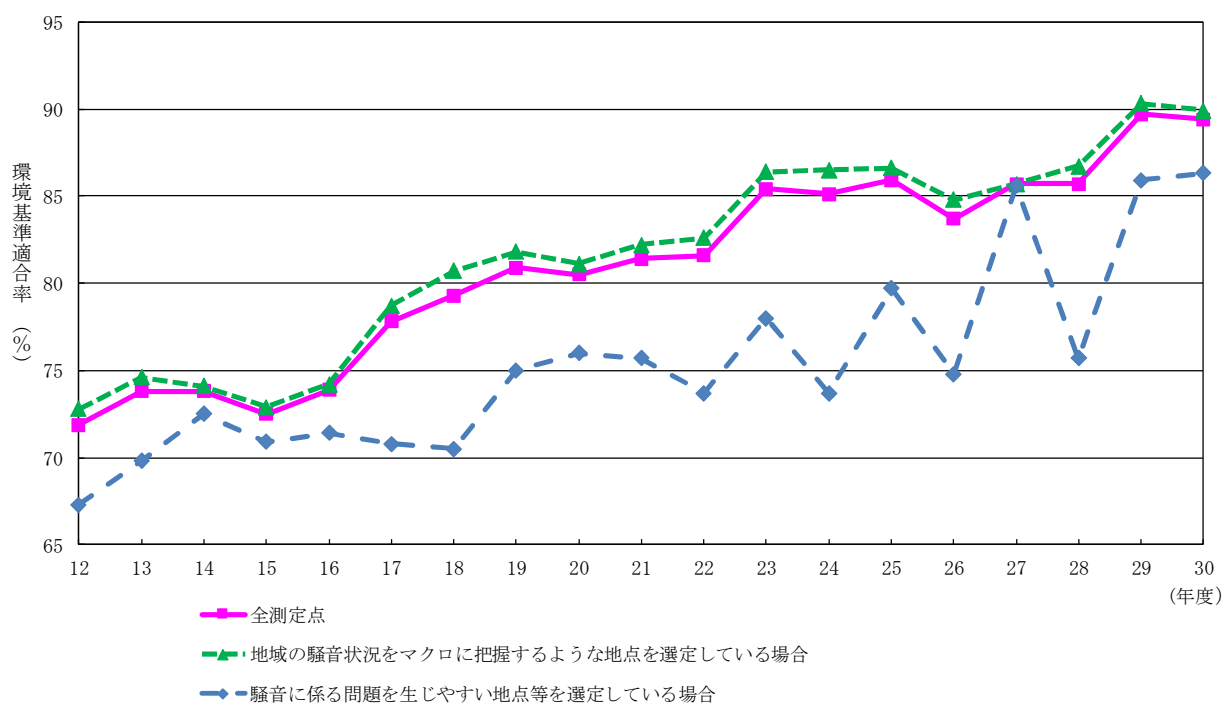


図1 一般地域における環境基準適合状況

## II. 騒音に係る苦情の件数

### (1) 苦情件数の推移

平成 30 年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は 16,165 件であった。これは、前年度 (16,115 件) と比べて 50 件 (0.3%) の増加となった (図 2)。

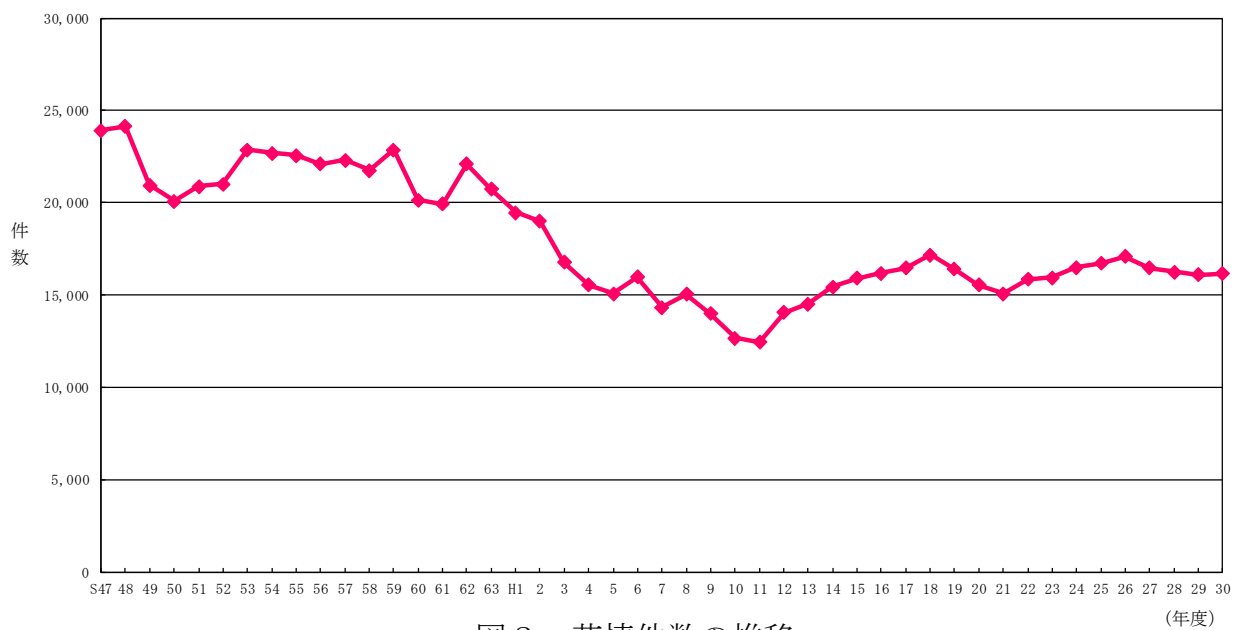


図 2 苦情件数の推移

(年度)

(2) 発生源別の苦情件数

平成30年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が6,050件（全体の37.4%）で最も多く、次いで工場・事業場が4,610件（同28.5%）、営業が1,383件（同8.6%）の順となっている（図3、図4）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が365件（6.4%）、工場・事業場に係る苦情が147件（3.3%）、家庭生活に係る苦情が22件（2.3%）、自動車に係る苦情が1件（0.3%）それぞれ増加し、営業に係る苦情が115件（7.7%）、航空機に係る苦情が85件（26.8%）、拡声機に係る苦情が46件（12.2%）、鉄道に係る苦情が25件（28.7%）減少した。

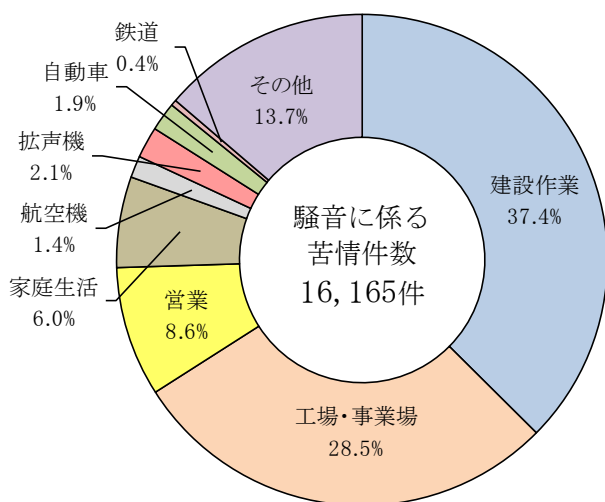


図3 苦情件数の発生源別内訳

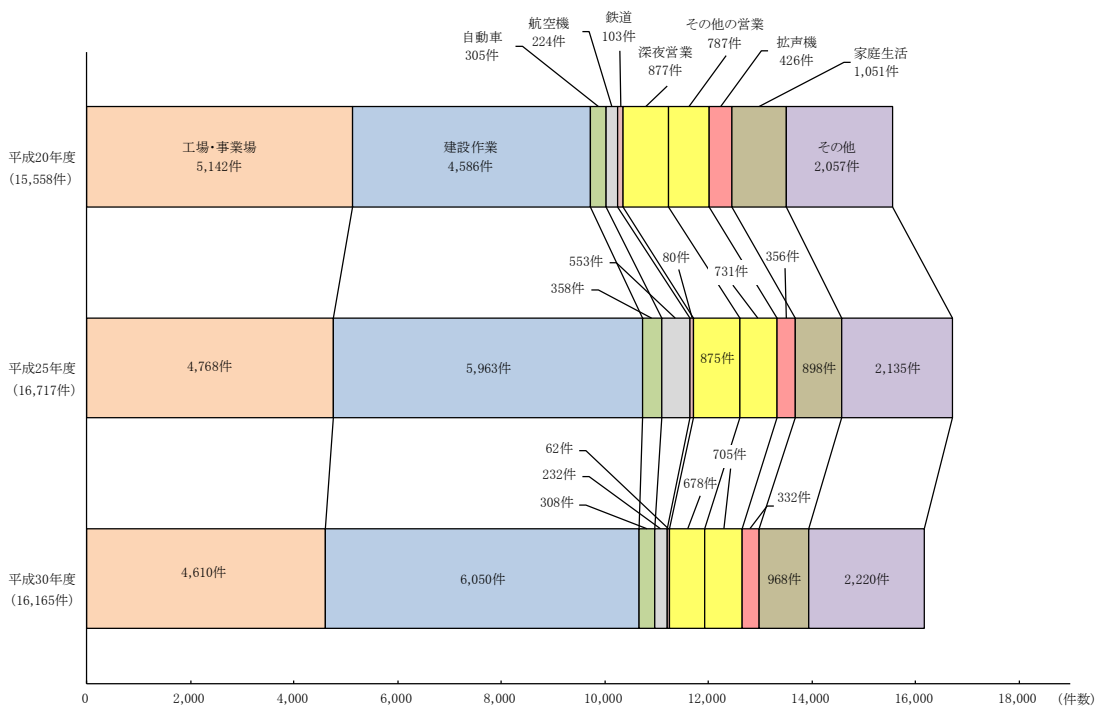


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

### (3) 都道府県別の苦情件数

平成30年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,154件が最も多く、次いで大阪府が1,809件、愛知県が1,524件、神奈川県が1,267件、埼玉県が958件となっている。上位5都府県で総苦情件数の53.9%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
東京都	3,154	東京都	230
大阪府	1,809	大阪府	204
愛知県	1,524	愛知県	201
神奈川県	1,267	京都府	165
埼玉県	958	千葉県	140
全国	16,165	全国平均	127

注) 人口は平成31年1月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成29年度	平成30年度	増減	増減率	都道府県	平成29年度	平成30年度	増減	増減率
北海道	362	365	3	0.8%	滋賀県	130	112	△18	△13.8%
青森県	58	61	3	5.2%	京都府	387	422	35	9.0%
岩手県	78	65	△13	△16.7%	大阪府	1,863	1,809	△54	△2.9%
宮城県	172	183	11	6.4%	兵庫県	517	472	△45	△8.7%
秋田県	44	50	6	13.6%	奈良県	81	78	△3	△3.7%
山形県	72	76	4	5.6%	和歌山県	46	47	1	2.2%
福島県	136	170	34	25.0%	鳥取県	37	54	17	45.9%
茨城県	366	313	△53	△14.5%	島根県	13	39	26	200.0%
栃木県	169	171	2	1.2%	岡山県	179	170	△9	△5.0%
群馬県	244	220	△24	△9.8%	広島県	267	224	△43	△16.1%
埼玉県	1,002	958	△44	△4.4%	山口県	90	85	△5	△5.6%
千葉県	851	886	35	4.1%	徳島県	48	61	13	27.1%
東京都	3,099	3,154	55	1.8%	香川県	68	82	14	20.6%
神奈川県	1,198	1,267	69	5.8%	愛媛県	135	128	△7	△5.2%
新潟県	183	201	18	9.8%	高知県	17	32	15	88.2%
富山県	31	29	△2	△6.5%	福岡県	532	526	△6	△1.1%
石川県	57	74	17	29.8%	佐賀県	48	49	1	2.1%
福井県	61	63	2	3.3%	長崎県	132	162	30	22.7%
山梨県	92	91	△1	△1.1%	熊本県	166	157	△9	△5.4%
長野県	181	157	△24	△13.3%	大分県	145	142	△3	△2.1%
岐阜県	197	203	6	3.0%	宮崎県	92	117	25	27.2%
静岡県	487	485	△2	△0.4%	鹿児島県	109	110	1	0.9%
愛知県	1,565	1,524	△41	△2.6%	沖縄県	157	147	△10	△6.4%
三重県	151	174	23	15.2%	合計	16,115	16,165	50	0.3%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 30 年度の工場・事業場に対する苦情総数は 4,610 件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは 908 件（全体の 19.7%）であった。

また、建設作業に対する苦情総数 6,050 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 1,958 件（同 32.4%）であった（表 5）。

表 5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

発生源の種類		工場・事業場					建設作業					
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外			計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	計	指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		
年 度	件数	826	70	3,093	474	4,463	1,839	78	3,537	231	5,685	
	%	18.5%	1.6%	69.3%	10.6%	100.0%	32.3%	1.4%	62.2%	4.1%	100.0%	
平成 30 年度	件数	908	71	3,167	464	4,610	1,958	58	3,806	228	6,050	
	%	19.7%	1.5%	68.7%	10.1%	100.0%	32.4%	1.0%	62.9%	3.8%	100.0%	

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 30 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 280 件（前年度 269 件）であった（図 5）。

発生源別にみると、工場・事業場が 70 件（全体の 25.0%）で最も多く、次いで家庭生活上で 55 件（全体の 19.6%）であった（表 6）。

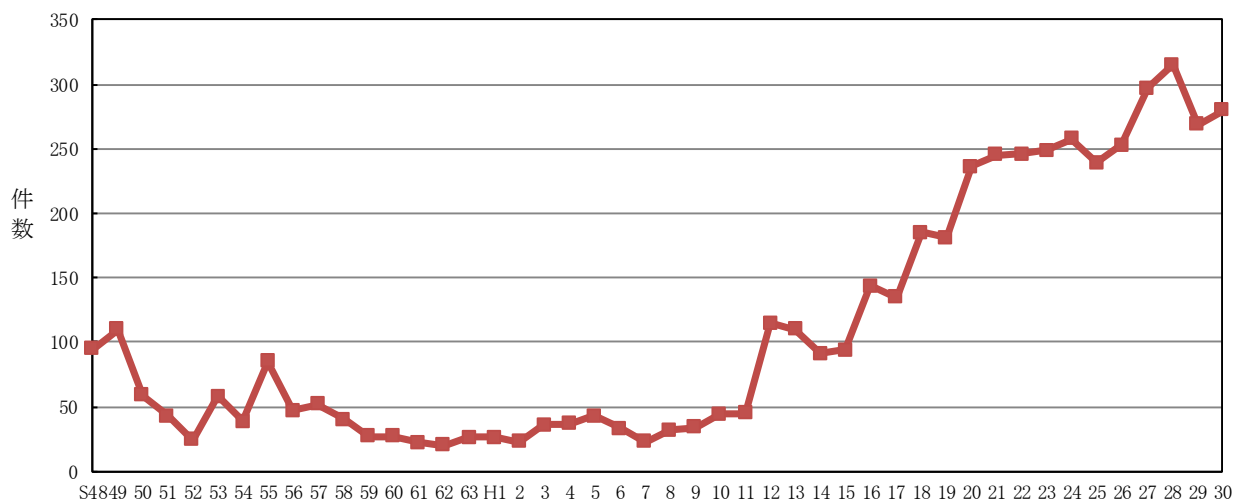


図 5 低周波音に係る苦情件数の年次推移 (年度)

表 6 低周波音に係る苦情件数の内訳（10 年間）

年度	(件数)										
	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	
工場・事業場	65	67	83	75	67	72	72	63	64	70	25.0%
建設作業	10	10	16	8	19	11	9	16	8	12	4.3%
道路交通	3	5	1	5	3	1	4	0	3	2	0.7%
鉄 道	3	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0.0%
家庭生活	28	46	31	36	36	59	72	81	64	55	19.6%
そ の 他	136	115	118	134	112	110	140	155	130	141	50.4%
合 計	245	246	249	258	239	253	297	315	269	280	100.0%

### Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

#### (1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成30年度末時点で1,311市区町村（前年度1,310市区町村）であり、全国の市区町村数の75.3%（同75.2%）であった（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（平成30年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
騒音規制法指定地域	781	23	459	48	1,311
割合（%）	98.6%	100.0%	61.8%	26.2%	75.3%

#### (2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成30年度末時点で212,783件で、前年度（210,409件）に比べ2,374件（1.1%）増加した。また、特定施設の総数は1,559,839件で、前年度（1,548,637件）に比べ11,202件（0.7%）増加した（表8の②）。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の44.2%と最も多く、次いで金属加工機械が20.2%であった（表8の①）。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の46.8%と最も多く、次いで織機が20.2%、金属加工機械が17.7%の順となっている（表8の②）。

表8 法に基づく届出件数（平成30年度末現在）

①特定工場等総数			②特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	42,992	20.2%	金属加工機械	276,568	17.7%
空気圧縮機等	94,068	44.2%	空気圧縮機等	729,357	46.8%
土石用破砕機等	5,121	2.4%	土石用破砕機等	26,925	1.7%
織機	20,802	9.8%	織機	314,387	20.2%
建設用資材製造機械	3,112	1.5%	建設用資材製造機械	4,806	0.3%
穀物用製粉機	542	0.3%	穀物用製粉機	3,384	0.2%
木材加工機械	18,315	8.6%	木材加工機械	57,102	3.7%
抄紙機	619	0.3%	抄紙機	2,307	0.1%
印刷機械	17,226	8.1%	印刷機械	66,458	4.3%
合成樹脂用射出成形機	8,266	3.9%	合成樹脂用射出成形機	66,403	4.3%
鋳造型機	1,093	0.5%	鋳造型機	6,992	0.4%
不明	627	0.3%	不明	5,150	0.3%
計	212,783	100.0%	計	1,559,839	100.0%

注）「不明」は、特定施設別に分けて管理していない地方公共団体があるため。

#### (3) 特定建設作業の実施届出件数

平成30年度の騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出件数は、89,041件で前年度（85,540件）に比べ3,501件（4.1%）増加した。

その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が59,688件（全体の67.0%）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が15,142件（同17.0%）の順になった（表9）。



表9 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	3,943	4.4%
びょう打機を使用する作業	81	0.1%
さく岩機を使用する作業	59,688	67.0%
空気圧縮機を使用する作業	8,060	9.1%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	277	0.3%
バックホウを使用する作業	15,142	17.0%
トラクターショベルを使用する作業	546	0.6%
ブルドーザーを使用する作業	1,304	1.5%
計	89,041	100.0%

#### IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

##### (1) 特定工場等に対する措置等の状況

平成30年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は908件(前年度826件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が499件(同483件)、報告の徴収が130件(同113件)、騒音の測定が205件(同207件)であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは112件(同103件)、改善勧告が3件(同2件)、改善命令が0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が594件(同562件)行われた(表10)。

表10 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成29年度	平成30年度
立入検査	483	499
報告の徴収	113	130
騒音の測定	207	205
(うち基準超過)	103	112
改善勧告	2	3
改善命令	0	0
行政指導	562	594
(参考)苦情件数	826	908

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

##### (2) 特定建設作業に対する措置等の状況

平成30年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は1,958件(前年度1,839件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,387件(同1,244件)、報告の徴収が229件(同236件)、騒音の測定は202件(同252件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは56件(同53件)であり、改善勧告及び改善命令が0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,547件(同1,435件)行われた(表11)。

表 11 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度
立入検査	1,244	1,387
報告の徴収	236	229
騒音の測定	252	202
（うち基準超過）	53	56
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,435	1,547
（参考）苦情件数	1,839	1,958

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

（3）道路交通騒音に対する措置等の状況

平成 30 年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情の件数は 239 件（前年度 226 件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が 43 件（同 52 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが 2 件（同 14 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が 0 件（同 0 件）、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 2 件（同 7 件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 5 件（同 4 件）、道路管理者に対する措置依頼が 47 件（同 49 件）であった（表 12）。

表 12 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度
騒音の測定	52	43
（うち要請限度超）	14	2
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	7	2
要請以外の公安委員会への措置依頼	4	5
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	49	47
（参考）苦情件数	226	239

注）苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。